

三重県公報 火、金曜日発行 (当日が休日の際は、その翌日) 明治二十五年三月二十六日 第三種郵便物認可

三重県公報

第八千六百四十七号

昭和三十三年十月三日

金 曜 日

目 次

規則	一
県有財産および営造物に関する条例施行規則の一部を改正する規則	一
告示	二
三重県定例議会招集	二
旅館業法による行政処分聴聞	二
豚コレラ予防注射実施	二
庁中事項	二
叙任及び辞令	四
死亡	四
公告	五
職員採用初級試験の実施	七
職員昇任選考資格試験の実施	七
土地改良区役員の就任、退任	九
土地改良区役員の住所訂正	九
雑 報	一〇
無縁墳墓の改葬について	一〇

規 則

◎三重県規則第六十六号

県有財産および営造物に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

昭和三十三年十月三日

三重県知事 田 中 覚

県有財産および営造物に関する条例施行規則の一部を改正する規則

県有財産および営造物に関する条例施行規則 (昭和二十五年三重県規則第十九号) の一部を次のように改正する。

別表中 尾鷲二号の十二の項の次に次の五項を加える。

尾 鷲	十一号の一	二五〇
尾 鷲	十一号の二	二五〇
尾 鷲	十一号の三	三〇〇
尾 鷲	十一号の四	三〇〇

尾 鷲 十一号の五 三〇〇

附則
この規則は、公布の日から施行し、昭和三十三年八月一日から適用する。

告 示

◎三重県告示第五百四十二号

昭和三十三年十月十日三重県定例議会を、三重県議会議事堂に招集する。

昭和三十三年十月三日

三重県知事 田 中 覚

◎三重県告示第五百四十三号

旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第九条第一項の規定により聴聞を次のとおり行う。

昭和三十三年十月三日

三重県知事 田 中 覚

一 被聴聞者

住 所 伊勢市神社港七八番地
奥村あいと 明治十八年七月一日生

住 所 伊勢市岩淵町五〇〇番地

四 聴聞の方法

旅館業法第八条の処分について

◎三重県告示第五百四十四号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定により、豚コレラ予防注射を次のとおり実施する。

昭和三十三年十月三日

三重県知事 田 中 覚

一 実施の目的

二 実施する区域

桑名郡、員弁郡

三 実施の対象となる家畜の種類

豚

四 注射の方法

西村やゑ子 大正五年十一月二日生

住 所 松阪市中町三丁目一九三番地

羽田正一郎 大正二年八月三十一日生

二 聴聞の日時

昭和三十三年十月二十一日 一時

三 聴聞の場所

三重県衛生部（津市丸の内）

聴聞を行うとする事由

五 皮下注射（クリスタルバイオレット不活化予防液）
実施期日及び区域
次のとおり

桑名家畜保健衛生所管内

注射月日 時 間

十月 六日 九時から

七日 十六時まで

八日 〃 〃

九日 〃 〃

十日 〃 〃

十一日 〃 〃

実施区域

員弁郡員弁町一円

員弁郡東員村一円

桑名郡長島町一円

四 注射の方法

皮下注射（クリスタルバイオレット不活化予防液）
実施の期日及び場所
次のとおり

一 志名家畜保健衛生所管内

注射 月日 実施時間

十月十三日 九時から

十四日 十六時まで

十五日 〃 〃

十六日 〃 〃

十七日 〃 〃

〃 〃 〃

〃 〃 〃

〃 〃 〃

〃 〃 〃

〃 〃 〃

〃 〃 〃

〃 〃 〃

〃 〃 〃

〃 〃 〃

実施区域

一 志郡白山町川口一円

一 志郡白山町大三一円

一 志郡白山町倭、八ツ山一円

一 志郡白山町家城一円

一 志郡美杉村竹原一円

一 志郡嬉野町中川一円

一 志郡嬉野町豊田一円

一 志郡嬉野町豊地、中郷一円

一 志郡嬉野町中原一円

一 志郡香良洲町一円

一 志郡久居町戸木一円

一 志郡久居町桃園一円

一 志郡三雲村米之庄一円

一 志郡三雲村天白一円

一 志郡三雲村小野江一円

二十日 " 一志郡三雲村鶴一円
二十一日 " 一志郡久居町七栗一円
二十二日 " 一志郡一志町川合一円
二十三日 " 一志郡一志町高岡一円
二十四日 " 一志郡一志町波瀬一円
二十七日 " 一志郡一志町大井一円
二十八日 " 一志郡久居町旧久居町一円
二十九日 " " "

庁中事項

◎叙任及び辞令

昭和三十三年九月十一日

三重県公立学校技術職員に任命する
県立大学勤務を命ずる

長谷川 泰造

三重県公立学校技術職員に任命する
県立大学勤務を命ずる

加藤 栄三

三重県公立学校技術職員に任命する
県立大学勤務を命ずる

稲守 重治

昭和三十三年九月十五日

三重県公立学校技術職員 清瀬 正晴
願に依り本職を免ずる
昭和三十三年九月十六日

三重県公立学校教員 太島 秀彦
県立大学講師に補する

三重県公立学校教員 吉田 克己
県立大学教授に補する

小島 健爾
三重県公立学校教員に任命する

県立大学助手を命ずる

三重県技術吏員 北沢 四郎
地方公務員法第二十八条第二項第一号に依り休職を命ずる。
昭和三十三年九月二十六日

三重県真珠養殖事業審議会委員を解く

田中 清之丞
大門 道則

浜口 庄九郎
庄司 示一

三重県真珠養殖事業審議会委員を委嘱する
◎死 亡

昭和三十三年三月二十八日

三重県技術吏員 谷口 保
在職中死亡

公 告

◎次のとおり三重県職員採用初級試験を行いますから、お知らせします。

昭和三十三年十月三日

三重県人事委員会委員長 中山 春男

三重県職員採用初級試験公告

三重県人事委員会

(津市栄町一丁目
電話六一一一番)

この試験は、三重県の行政機関及び県立学校等において書記的業務又は技術的業務を行う初級職員の採用候補者を定めるものです。

一 試験区分及び採用見込数

1 行政(主として学校事務、警察事務) 十五名

2 土木 五名

3 電気 十名

二 受験資格

性別を問わず昭和十年四月二日から昭和十六年四月一日までに生れた者が受験できますが「土木」「電気」については、男子に限ります。

ただし、次の各号の一に該当する者は受験できません。

B 適性試験(行政)

A 教養試験

各試験区分共通に、初級職員として必要な一般知能及び教養を有するかどうかについて択一式による筆記試験を、高等学校卒業程度において行います。

(四) 方法

三 試験の日時、場所及び方法

1 第一次試験

(四) 日時、場所

昭和三十三年十一月二十三日(日)に、四日市市、津市、伊勢市、熊野市において行いますが、このうちから希望の試験地を選択できます。時刻及び試験場は受験票を交付する際お知らせします。

- 初級職員として必要な適性を有するかどうかについて簡単な筆記試験を行います。
- C 専門試験(土木、電気)
- 次の試験区分に応じて必要な専門的知識・能力を有するかどうかについて、それぞれ次の分野から出題されます。

試験区分	分	野
土木	数学・応用力学・測量・土木材料・土木施工・水理等	
電気	数学・物理・電気理論・電気計測・電気材料・電気機器・電力設備等	

- (イ) 合格者発表
昭和三十三年十二月中旬当人事委員会事務局に掲示するほか、合格者に通知します。
- 2 第二次試験
(イ) 日時、場所
昭和三十四年一月上旬に行いますが、日時及び場所は第一次試験合格者に通知します。
- (ロ) 方法
口述試験及び身体検査を行います。
口述試験では、主として人物について面接による試験

- を行い、身体検査では、胸部疾患に重点をおいて職務遂行に必要な健康度を有するかどうかについての検査を行います。
- 3 身上調査
受験資格の有無、申込書記載事項の真否、その他について調査します。
- 4 最終合格者発表
第一次試験、第二次試験及び身上調査の結果に基いて最終合格者を決定する。昭和三十四年二月上旬に当人事委員会事務局に掲示するほか、三重県公報に掲載し、かつ、合格者に通知します。
- 四 合格から採用まで
1 最終合格者は試験区分ごとに作成される採用候補者名簿に記載されます。人事委員会は任命権者からの請求に応じて成績順に推薦し、そのうちから採用者が決定されます。この名簿からの採用は、おおむね昭和三十四年四月以降となります。名簿は原則として一年間有効です。
- 2 給与は原則として給与月額六、三〇〇円のほか、給与条例の定めるところに従い暫定手当、扶養手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。
- 五 受験手続及び受付期間
1 申込用紙の請求

- 申込用紙は三重県人事委員会事務局で交付します。郵便で請求する場合は十円切手をはったあて、先明記の返信用封筒を必ず同封してください。
- 2 申込の方法
(イ) 申込書及び採用試験手数料収入証紙交付申請書に必要事項を記入し、試験手数料として現金二〇〇円を添えて三重県人事委員会事務局に提出し受験票を受取ってください。
- (ロ) 試験手数料の納付のない場合は受付けません。
- (ハ) 申込受付後の試験手数料は、いかなる事由があつても返還しません。
- (ニ) 申込書を郵送されるときは、封筒の表に「職員採用初級試験受験」と朱書きし、十円切手をはったあて、先明記の返信用封筒を同封して、必ず「書留郵便」又は「現金書留」にしてください。
- 3 受付期間
昭和三十三年十月二十日(月)から昭和三十三年十一月十日(月)まで(午前八時三十分から平日は午後四時三十分、土曜日は正午まで)受付けます。ただし、日曜、祝日は除きます。郵送の場合は、昭和三十三年十一月九日(日)までの消印あるものに限り受付けます。
- 六 その他

- 1 この試験の受験手続、その他についての問い合わせには三重県人事委員会事務局でお答えします。なお、郵便で問い合わせる場合は、必ずあて先を明記した往復葉書を使用するか又は十円切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封してください。
- 2 受験票は申込書提出の際交付しますが、受験票には写真(最近六ヶ月以内に撮影した上半身脱帽正面向で縦六センチメートル、横四・五センチメートルのもの。)を用意しておいてください。
- ◎次のとおり三重県補助職員昇任選考資格試験を行いますから、お知らせします。
- 昭和三十三年十月三日
- 三重県人事委員会委員長 中山 春 男
- 三重県補助職員昇任選考資格試験公告
- 三重県人事委員会
- (津市栄町一丁目)
電話六一二一番
- この試験は、準職員及び期限付臨時補佐員から主事補又は技師補の職へ選考によって任用するために行う資格試験です。
- 一 受験資格
現に、本県に勤務する条例定数外職員で、次の職に任用されている者(ただし、恩給受給者は除く。)

- 1 事務補佐員
- 2 技術補佐員
- 3 臨時事務補佐員
- 4 臨時技術補佐員
- 5 その他人事委員会が認める者

二 試験区分

試験は、次の区分によつて行いますが、現に在職する職種以外の区分は受験できません。

- 1 一般事務補助
- 2 一般技術補助

三 試験の方法

- 1 教養試験
公務員として必要な一般知能及び教養について択一式による筆記試験を、高等学校卒業程度において行います。
- 2 作文試験
- 3 経歴評定
本県に勤務した経歴について評定します。

四 試験の日時、場所及び発表

- 1 日時、場所
昭和三十三年十一月二十三日(日)に、四日市市、津市、伊勢市、熊野市において行いますが、時間及び場所は申込書提出の際お知らせします。

2 結果発表

この試験の結果については、昭和三十三年十二月下旬当人事委員会事務局に掲示するほか、所属長に通知します。

五 受験手続及び受付期間

1 受験手続

(1) 申込用紙は三重県人事委員会事務局で交付します。申込用紙を郵便で請求するときは、十四切手をはつたあて、先明記の返信用封筒を必ず同封してください。

(2) 申込書は、必要事項を記入し押印のうえ、所属長が一括して人事主管課を通じて人事委員会事務局に提出し、受験票を受取ってください。

2 受付期間

昭和三十三年十月二十日(月)から昭和三十三年十一月五日(水)まで受付けます。

六 昇任の経路

条約定数内の職員の職に欠員を生じた場合には、この試験の結果を考慮して、選考により昇任されます。

七 この試験の対象とならない者

次に掲げる者はこの試験とは別の試験又は選考によつて昇任されます。

- 1 昭和三十三年九月三十日以前に、準職員に任用されている者

2 三重県人事委員会規則六一五(職員の任用に関する規則)

第十四条及び第十五条の規定に基き、人事委員会が選考により採用し又は昇任させることを指定した職(昭和三十三年十月十一日三重県人事委員会告示第一号)

八 その他

- 1 この試験についての問い合わせには、人事委員会事務局でお答えします。なお、郵便で問い合わせる場合は、必ずあて、先明記の往復葉書を使用するか又は十四切手をはつたあて、先明記の返信用封筒を同封してください。

◎次の土地改良区から理事および監事就任ならびに退任の届出があつたから、土地改良法第十八条第十一項の規定により公告する。

昭和三十三年十月三日

三重県知事 田 中 覚

一 雲出川土地改良区連合(一志郡久居町)

就任理事 一志郡白山町川口四、〇一二番地 小林 芳雄

退任理事 一志郡白山町川口 中村水之助

就任監事 一志郡白山町川口一、二三六番地 平岡 元雄

" 一志郡一志町八太八六九番地 滝川 幸一

退任監事 一志郡白山町川口四、〇一二番地 小林 芳雄

" 一志郡一志町八太 松川 六蔵

二 町屋川沿岸土地改良区(桑名市)

就任理事 桑名市大字安永三八三番地 松岡 久治

" 桑名市大字和泉八四番地 寺本 專一(重任)

" 桑名市大字小泉四三四番地 蒔田 真嗣(重任)

" 桑名市大字福地二〇〇の一番地 花井 武雄

" 桑名市大字大貝須九番地 水谷九一郎(重任)

" 桑名市大字小貝須二三番地 松田新次郎(重任)

" 桑名市大字小貝須一三五番地 中山長太郎

" 桑名市大字小貝須八五五の八番地 中村 久吾

" 桑名市大字東野二六番地 丹羽 宗治(重任)

" 桑名市大字立田二〇一番地 宮田 信一

" 三重郡朝日町大字繩生五九七番地 鈴木 久雄(重任)

" 三重郡朝日町大字小向七七九番地 山本 久一(重任)

" 三重郡朝日町大字繩生八三一番地 水谷 徳男

" 三重郡朝日町大字繩生一、九八六番地 山下幸太郎(重任)

"	三重郡朝日町大字繩生七〇二番地	安達 安光(重任)
"	三重郡川越村大字当新田一〇二番地	水越 条一
"	三重郡川越村大字当新田七六番地	山下弥治郎
"	三重郡川越村大字龜須新田四〇番地	村上 武(重任)
"	三重郡川越村大字当新田二八七番地	水越 久一
"	三重郡川越村大字龜尾新田一一一番地の二	太田 清松(重任)
退任理事	桑名市大字江場一三三番地	大須賀可一
"	桑名市大字福地三九九番地	吉田 丈一
"	桑名市大字小貝須八二八番地	水谷 常一
"	三重郡朝日町大字繩生八一四番地	安達 誠三
"	三重郡川越村北福崎三七番地	稲塚宗右エ門
"	桑名市大字安永一、八六三番地	伴 春次郎
退任理事	桑名市大字江馬一、五九二番地	水谷 喜治

◎次の土地改良区から理事の住所誤謬訂正の届出があつたから土地改良法第十八条第十一項の規定により公告する。
昭和三十三年十月三日

一	福崎土地改良区(三重郡川越村)	田 中 覚
氏 名	訂 正 前	訂 正 後
松岡一雄	三重郡川越村大字南 福崎四四三番地	三重郡川越村大字豊 田一色四四三番地

雑 報

◎無縁墳墓の改葬について (衛生部薬事環境衛生課)

次の墳墓を改葬するので縁故者は、期日までに泊村役場へ届けよう鳥取県から通知がありました。

記

- 一 墓 地 名 堅岩墓地
- 二 墓地所在地 鳥取県東伯郡泊村字堅岩六八九番地一
- 三 届出期間 昭和三十三年十月三十一日
- 四 改葬 地 鳥取県東伯郡泊村字堅岩六七〇番地
- 五 改葬 理由 一級国道九号線改築により道路敷地となるため
- 六 連 絡 先 鳥取県東伯郡泊村役場墓地係